

05. 10

会社更生法に基づく更生手続開始の決定等があった場合の取扱い

1. 更生手続開始の決定があった場合には、行政庁に係属している更生会社の財産関係の事件は中断する(会社更生法53条において準用する同法52条1項)。この場合、中断した手続は管財人が受継することができ(会社更生法53条において準用する同法52条2項)、受継申立書には管財人であることを証明する書面(登記事項証明書^{註1}又は裁判所書記官作成の選任証明書)を添付することが必要である(特施規11条の5^{*1})。
2. 破産手続開始の決定があった場合には、行政庁に係属している破産財団に関する事件は中断する(破産法46条において準用する同法44条1項)。この場合、中断した手続は破産管財人が受継することができ(破産法46条において準用する同法44条2項)、受継申立書には破産管財人であることを証明する書面(登記事項証明書^{註1}又は裁判所書記官作成の選任証明書)を添付することが必要である(特施規11条の5^{*1})。
3. 再生手続開始の決定があった場合には、行政庁に係属している再生債務者の財産関係の事件は、中断しない(民事再生法40条1項及び3項)。ただし、管理命令が発せられた場合には、行政庁に係属している再生債務者の財産関係の事件は中断する(民事再生法69条において準用する同法67条2項)。管理命令が発せられた場合、中断した手続は管財人が受継することができ(民事再生法69条において準用する同法67条3項)、受継申立書には管財人であることを証明する書面(登記事項証明書^{註1}又は裁判所書記官作成の選任証明書)を添付することが必要である(特施規11条の5^{*1})。
4. 更正手続開始、破産手続開始又は再生手続開始の申立てがあった場合に、裁判所は保全管理命令を発することができる。保全管理命令が発せられた場合には、行政庁に係属している会社、債務者又は再生債務者の財産関係の事件は中断する(会社更生法34条3項1号において準用する同法52条1項、破産法96条2項1号において準用する同法44条1項、民事再生法83条3項において準用する同法67条2項)。保全管理命令が発せられた場合、中断した手続は保全管理人が受継することができ(会社更生法34条3項1号において準用する同法52条2項、破産法96条2項1号において準用する同法44条2項、民事再生法83条3項において準用する同法67条3項)、受継申立書には保全管理人であることを証明する書面(登記事項証明書^{註1}又は裁判所書記官作成の選任証明書)を添付することが必要である(特施規11条の5^{*1})。
5. 会社更生法に基づく更生手続開始の決定等上記1. から4. までに掲げる事由により手続が中断した場合は、委任による代理人の代理権は消滅するため、

従前の代理人が、更生手続開始の決定、破産手続開始の決定又は管理命令若しくは保全管理命令が発せられた後に手続をする場合には、管財人、破産管財人又は保全管理人の委任状を添付した代理人選任届又は代理人受任届を提出しなければならない（特施規9条の2^{*1}）。

なお、受継申立書に管財人、破産管財人又は保全管理人の委任状（受継申立手続に限定した委任状を除く。）を添付して手続がなされた場合は、その代理人については新たに代理人選任届又は代理人受任届の提出は要しない（→02.24）。

（改訂令和4.4）

^{*1} 特施規9条の2、11条の5：実施規23条1項、意施規19条1項、商施規22条1項において準用

^{注1} 情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）第11条の規定に基づき、特許庁が電子情報処理組織を使用して、証明書面等により確認すべき事項に係る情報を入手し、又は参照することができる場合には、添付することを要しない。